

(別添4)

越百のしずく発電所PPA3者契約書(案)

長野県公営企業管理者 吉沢正(以下「売渡人」という。)、〇〇(以下「需要家」という。)及び〇〇(以下「小売電気事業者」という。)は、越百のしずく発電所(以下「発電所」という。)の発生電力に関し、需要家の指定する施設(以下「指定施設」という。)に対するPPAによる電力供給の実施に当たり、3者の権利義務及び実施内容並びに電気料金の支払方法等を明確にするため、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(趣旨)

第1条 2050ゼロカーボン社会の実現を目指し、指定施設で使用する電力について、再生可能エネルギーの導入を図るため、PPAによる電力供給を行うものとする。

(定義)

第2条 本契約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|------------------|--|
| (1) PPA | 売渡人が発電所において発電した電力を、小売電気事業者を介して指定施設に供給すること |
| (2) 2者PPA契約(小売) | 令和〇年〇月〇日付けで売渡人と小売電気事業者が締結した「越百のしずく発電所電力受給及びPPA2者契約書」 |
| (3) 2者PPA契約(需要家) | 令和〇年〇月〇日付けで売渡人と需要家が締結した「越百のしずく発電所PPA2者契約書」 |

(PPAに係る発電所等)

第3条 PPA等に係る発電所、指定施設及び電力量等については、別表のとおりとする。

(PPAの実施)

第4条 売渡人は、別に小売電気事業者と契約する2者PPA契約(小売)により、PPAに用いるための電力を小売電気事業者に供給する。

2 小売電気事業者は、別に定めるところにより、需要家に電力を供給する。

3 売渡人、需要家及び小売電気事業者は、本契約の履行が遅滞なく行えるよう、必要な小売供給契約等の手続をそれぞれの負担で速やかに行うものとする。

(PPAの期間及び契約の有効期間)

第5条 PPAの期間及び本契約の有効期間は、令和7年(2025年)7月1日0時から令和10年(2028年)6月30日24時までとする。ただし、これによりがたい事情がある場合

は、3者は協議を請求できるものとする。

(費用の支払)

第6条 売渡人及び小売電気事業者間の費用の支払については、2者P P A契約（小売）によるものとする。

2 需要家と小売電気事業者間の費用の支払については、両者間で別途協議するものとする。

3 売渡人と需要家間の費用の支払は発生しないものとする。

(疑義の協議解決)

第7条 この契約、2者P P A契約（小売）及び2者P P A契約（需要家）に定めのない事項又はこの契約の解釈に関し疑義が生じたときは、売渡人、需要家及び小売電気事業者は、協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書3通を作成し、売渡人、需要家及び小売電気事業者が3者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年（2025年）○月○日

売渡人 長野県長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県公営企業管理者 吉沢 正

需要家

小売電気事業者

別表（第3条関係）

区分	内容
1 発電所	越百のしずく発電所
2 指定施設	住所 ○○ 施設名 ○○
3 計画送電電力量	16,488千kWh [5,496千kWh×3年間]
4 一般送配電事業者との契約電力	○○kW (○○kW)
5 本契約の契約電力	○○kW (○○kW)
6 計画需要電力量	○○千kWh